

## 令和3年第2回菊池市教育委員会会議録

日時 令和3年2月22日（月）午後1時30分  
場所 キクロス大研修室  
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆（欠）
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸（欠）
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭（欠）
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一（欠）
社会体育課係長	井 本 貴 史（代理）
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

14 / 19人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
  - 議案第3号 菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第4号 菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第5号 菊池市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について
  - 議案第6号 菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第7号 菊池市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

5. 報告案件

報告第4号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2021年1月）

報告第5号 令和2年度「熊本県学力・学習状況調査」結果分析及び考察について

報告第6号 菊池市市民会館あり方検討委員会の開催について

報告第7号 菊池市教育振興基本計画第3期計画の概要について

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

（通常）令和3年3月22日（月） 13：30 キクロス大研修室

## 開会

渡邊教育長 それでは、皆さん、改めましてこんにちは。今日は随分温かくなって気温も上がっているようです。先週末までは少し寒かったですけれど、三寒四温で少しずつ繰り返しながら春に向かっているのかなと思っているところです。同時に、ちょうど昨今の頃からがコロナ対策に入っていく時期でございました。去年の記録を見ますと、教育委員会議だけでも2月の21日、2月28日、3月の1日と連続してコロナ対策もありましたし異動関係もありましたけど、もう1年になろうとしているところです。熊本県のほうは、昨日は新規感染者はゼロだったということで、一定の落ち着きが見られて、レベル3に変わっています。そういう状況ですけれども、やはり県の対策本部あたりからすると、気を緩めることなくということで通知が出ているようでございます。そのような中ですが、早速、開会したいと思います。

ただいまから、令和3年度第2回菊池市教育委員会議を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議次第に従い、令和2年第12回菊池市教育委員会の会議録の承認についてを議題とします。教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和2年第12回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。よろしいですか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和2年第12回菊池市教育委員会の会議録については承認することに決定いたします。

2番目です。次に教育長の報告ということで私から報告をいたします。ただいま配付しました2月の教育長報告というプリントを見ていただきたいと思います。

まず、動静についてでございますが、1月26日議会審議会、それからそのとき同時に臨時市内小中学校長会議を開いております。1月28日、29日が、菊池北小・中、旭志小・中、七城小・中の校長ヒアリングを行っております。

主なものだけ紹介します。

2月の2日、教育課程研究指定校発表ということで、今年度は、菊池南中、泗水小学校は、国県から教育課程研究指定校を受けて今年発表の予定でしたが、それがコロナ対策でできませんでしたので、全国に発信するというところでウェブでございました。菊池南中はE S Dを、それから泗水小は算数を発表いたしております。

2月8日、管内教育長・校長合同会議、これもウェブで開催されています。

2月の12日、市内小中学校長会議を実施しております。

2月の15日、菊池市教育支援委員会、最終の第4回目の今年度最後の会議でございました。

2月17日、第3回目の教育長・校長異動ヒアリングがっております。

2月の18日、菊池市教育振興基本計画作成会議がございました。後ほど、また御報告すると思います。

それから、2月の19日、万句のふるさと菊池表彰式ということで、例年教育委員さん方にも来ていただきながら、表彰式をこの会の後に実施する予定にしておりましたが、やはりできませんので、菊池市の子供たち、学校関係にだけは最優秀賞をお届けしたところとございました。

そして、2月22日、本日が菊池市教育委員会議ということで、同時に今日は市議会も開会しております。

2番目、市内の小中学校長会議での連絡事項ということで、2月の12日の分でございます。

いつも説明しています①から⑦のことなのですが、安心安全の学校づくりのためにということで、コロナ対策等について引き続きお願いする話をしております。

学力向上として、熊本県の学力・学習状況調査の結果が出ましたので、それについてお話をしています。これは、委員さん方には後ほどまた報告をいたします。全体としましては、県平均を上回った学年を見ますと、小学校は、国語、算数は上回った学年が増えたと。中学校の国語はちょっと課題が残ったと。中学の数学も平均を上回った学年が増えたと。英語はそのままだったということです。全般的に言えば、昨年と今年を比較してみると、上昇した学校が多くて、あるいは上昇率が大きい学校が多い傾向にございました。ただ、後ほどありますけれども、非常に学校間の格差が大きくて、同じ学校での学年の格差が非常に大きい。それから同じ学年、同一学年でも、国語と算数の教科間の格差が大きいというのが全体的な課題でございました。そのような話をしております。新しいサイクルで市の学力調査を来年度から位置づけておりますので、この結果を次に結びつけることが大事という話をしております。

タブレット活用ということで、各学校に推進委員がおりますので、ICTの推進会議を受けて前に進めるよう、今年度中にできることをやっておくという話をしております。

いじめ・不登校対策ということで、これも後ほどありますけれども、今後も引き続きということと、一人、1日の休みにこだわってという話をしております。また、「心のアンケート」を実施しておりますのでそのことと、菊池市独自の「こころの間診票」の活用をという話をしてしています。

人権教育・啓発の充実についてということで、年間まとめの時期ですので、それと同時に、コロナも含めた日常指導をお願いしました。

5番目、教職員の不祥事防止ということで、市内の校長会には、再度、校長の仕事であります所属職員を監督することについて、初心に戻って言葉の意味を考えて緊張感を持ち続けてほしいという話をしてしております。また、3月の校長会で、市内の校長を対象にした不祥事防止研修をする予定です。それを基にまた各学校で深めるという流れでお願いしたいと考えております。まずは、スクールロイヤ

一による服務規律・法令順守についての研修を校長に対して行う予定にしています。

裏の面です。働き方改革の推進についてということで、年度末で当然事務量が増えますので、その辺は最初から分かっていることなので、計画性を持ってということ、7番目にその他ということで、英検の受験のさらなる推進、それから菊池地区租税教育推進協議会から来年度の租税教育実践校として旭志中学校が予定されているということ、順番どおりであるというお話をしております。

大きな3番です。今後の予定はそこに書いていますとおりです。

議会が今日から始まりましたので、26日以降も、そこに書いてるように、議会の日程が入っております。

3月の11日が菊池市内の小中校長会議、12日が市内の中学校の卒業証書授与式、同時に11日、12日、15日に校長の期末面談も予定しております。

3月の22日月曜日が次回の菊池市教育委員会議事となっております。

報告は以上でございます。

ただいまの報告について質疑は何かございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 よろしいですか。質疑も無いようですので、これで教育長の報告を終わります。

続きまして、これから議事に入ります。

議案第3号、菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 失礼いたします。議案の2ページをお願いいたします。

議案第3号、菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由は、奨学金貸付決定時に借用証書の提出を求めるため、規則の一部を改正する必要がある、これが、この規則案を提出する理由でございます。

3ページが改正文となっております。

申し訳ございません、一部、訂正をお願いいたします。中段の「8条の見出し中」というところの一番最後が、「～を削り、「に必要な書類を添えて」」で終わっておりますが、その後に読点をつけていただきたいと思います。「に必要な書類を添えて、」を「を」に改める。ということでお願いいたします。よろしくお願ひします。

4ページが様式6号の改正文でございます、5ページが様式7号の改正文となっております。

そして、7ページに新旧対照表を載せております。こちらのほうで説明をしたいと思います。

今回の改正につきましては、前回の教育委員会議におきまして、奨学資金の返還に対します提訴を行うということで御承認をいただいたところでございますが、その折、説明いたしました、誓約書というものに法的な効力がないということで、借用証書を貸付け時に提出をいただくというのが今回の大きな改正点でございます。

お手元のほうに、別紙で1枚、奨学資金の借用証書というものをつけているかと思えます。新旧対照表でA4の横判になりますが、お手元のほうにございますでしょうか。

まず、右側が旧で左側が新ということで、大きく変わっておりますのが右側の旧の「借用金額」というものが「借用限度額」となっております。これは、改正民法に伴いまして、限度額を指定して借用証書を書いていただくということで、例えば大学4年間だと限度額として幾らになりますということで金額を記入いたします。実際は、中退いたしますと、その限度額の範囲内ということになりますけれども、限度額を定めた借用証書ということになります。右側の旧の「借用いたしました」というところが「限度額として借用します」という文言に変わります。

それから、奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約しますということに旧はなっておりますが、この奨学資金返還明細書といいますのが、お手元の議案のほうの5ページに記載しているものでございます。これは、いわゆる貸付けが終わりますと、一括して払うのか月賦で払うのか、様々な形で御本人さんが選択できるようになっております。その書類を出していただくんですけども、借用証書を出すタイミングは先ほど申し上げましたように最初に貸付けを開始するところになりましたものですから、以前は返還を始めるときに出していただいていたことが変わったということで、この奨学資金返還明細書を出す時期が違いますから、新しいほうでは削除をしているということでございます。その部分を除きまして「滞りなく返還することを誓約します」という形です。あと、右側の旧の3番目の「借用総額」が「借用限度額」と同じように変わります。

あと、5ページの明細書につきましてはの変更点は、上段の部分の右側になりますけれども、借用証書提出日という欄を設けました。ですから、まず借用証書が何時付けで出ていますと、その後、どのような方法で返済しますということに対して、連帯保証人は連記をして確認をするというような手順になります。

7ページをお願いいたします。そういうことを踏まえまして新旧対照表で説明したいと思えます。

まず、第4条貸付けの手続でございます。「奨学金の貸付けを受ける者は、誓約書(様式第3号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。」という「誓約書(様式第3号)に必要な書類を添えて」を「次条に規定する連帯保証人と連署の上、次に掲げる書類を定められた期限内に教育委員会に提出しなければならない。」ということになります。

提出していただきますのは、奨学資金借用証書と連帯保証人の印鑑証明書ということで、貸付けをするときに法的な効力をそこで持つということでございます。

実際、借用した後に出していただくのが、「奨学資金借用証書」が「奨学資金返還明細書」になりまして、第8条、旧が「貸与の期間が満了し、又は貸与の取消しを受けた場合、貸与を受けた奨学金の金額について第5条の規定による連帯保証人と連署の上、奨学資金借用証書（様式第6号）及び奨学資金返還明細書（様式第7号）に必要な書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。」というものを、第8条では「貸与の期間が満了し、又は貸与の取消しを受けた場合、貸与を受けた奨学金の金額について第5条の規定による連帯保証人と連署の上」の後が削除になりまして、「奨学資金返還明細書（様式第7号）を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。」というふうになります。

すみません、ここも訂正でございまして、左側の旧のところの「必要な書類を添えて、」の読点までラインを引いていただいて、右側のほうも、すみません、同じように読点を削っていただき、「奨学資金返還明細書（様式第7号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。」というふうになります。

あと、様式6号につきましては、先ほど言いましたように、4条での貸付けの手続のところには借用証書が変わりますので、様式6号の8条関係が4条関係に修正されます。

以上、説明となります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑がないようですので採決いたします。  
議案第3号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定します。  
それでは次、議案第4号、菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。  
安武課長。

安武学校教育課長 失礼いたします。議案の8ページをお願いいたします。  
議案第4号、菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について。  
提案理由でございます。学校給食管理室の係に、所長の職を置く必要がある、これが、この規則案を提出する理由でございます。  
9ページが改正文となっております。10ページが新旧対照表となっております。こちらのほうで御説明申し上げます。

左側が現行でございまして、第5条で職の設置の中に、「課、室、菊池市公民館、菊池市立図書館及び係にそれぞれ課長、室長、館長、副館長及び係長を置き、必要により審議員、課長補佐、政策監、参事、主任主事」というふうになっております。ここに審議員の後に所長という職を置くものでございます。

理由につきましては、給食管理室の配下に各給食センターがございまして、そこに所長を配置しております。給食管理室長が課長となりますので、監督職という位置づけになることから、必要によりというところで所長というものをつけております。

それから、職務につきましては第6条にございまして、「課長補佐は、上司の命を向け、課長を補佐し、所掌事務を処理する。」というものの「課長補佐は」の前に「所長及び」をつけ、「所長及び課長補佐は」と文言を修正するものでございます。「上司の命を向け、課長を補佐し、所掌事務を処理する」。実際には、給食管理室長の命を受けて業務にあたるということで今回修正したものでございます。

職の配置等につきまして行ってきたところでございますけども、今まで組織規則の改正ができておりませんでしたので、今回改正させていただくものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 以上のとおりです。ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑がないようですので採決いたします。

議案第4号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定します。

それでは、続きまして、議案第5号、菊池市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安武課長。

安武学校教育課長 失礼いたします。議案の11ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する訓令の制定について。

提案理由でございます。菊池市教育委員会事務局処務規定に通達文に関する事項を記載する必要がある。これが、この訓令案を提出する理由でございます。

12ページが改正文となっております。13ページの新旧対照表で御説明申し上げます。



この菊池市教育委員会事務局処務規定につきましては、事務局の文書をどのような形でやるのか、通知文書とかいろんな文書のやり方がございますが、その文書の種類について、ここに記載しているところでございます。

市長部局につきましては、ここにおきます通達、依命通達というものが以前から規定をされておりましたが、教育委員会について規定されていませんでした。今回、御承知のとおり、管内の小学校の教諭が逮捕されたという事案を受けまして、教育長におきます綱紀肅正の文書を通達文で出す必要があるということになりました。そういうことから、今回通達文という文言を増やしているところでございます。旧のほうはございませんで、新のほうに新たに追加するというので、右側のほうを御覧ください。

文書の種類、第3条第8号通達「所属の期間又は職員に対して事務処理の方針、細目等を指示するもの」、第9号依命通達「教育委員会が自己の名をもって所属の期間又は職員に対して通達すべき事項をその補助機関が教育委員会の命を受けて当該補助機関名をもって行うもの」ということで、ちょっと分かりづらいかと思いますが、まず通達につきましては、教育委員会が行うものでございます。市長部局ですと市長名で行うものでございます。依命通達というのは、教育委員会から教育長が命を受けて通達するものでございます。市長部局ですと、市長の命を受けて、例えば副市長が綱紀肅正を出すとか、総務部長が出すということになります。今回は、教育長名で綱紀肅正の依命通達を行いたいということで考えております。

第10号につきましては、8号、9号を入れる関係で号数を繰り下げたものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいま説明がございましたが、質疑や御意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑がないようですので採決いたします。  
議案第5号は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定します。  
それでは次に、議案第6号、菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

課長がいらっしゃいませんので、どうぞ。

井本社会体育課係長 失礼いたします。社会体育課の井本でございます。それでは、議案第6号の説明をさせていただきます。

この件に関しまして、本来ならば、前回の教育委員会のほうでお諮りをするべきところでしたけれども、現在2月1日から施行しているということで、今回の説明なってしまったことをお許しいただきたいと思っております。

それではまず、議案第6号、菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、菊池市公共施設予約システムの本格運用開始に伴い、新たに菊池市総合体育館利用の手続に変更が生じるため、規則の一部を改正する必要がある、これが、この規則案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、16ページの新旧対照表のほうを見ていただきたいと思っております。対象施設、第2条、予約システムの対象となる公共施設は、次に掲げる施設とするとなっております。変更するのが、第8項に菊池市総合体育館条項で、別表に規定する施設のほうを追加するものでございます。

第1号から7号までは、菊池市の体育館条例等、社会体育施設の条例を、前回の条例改正で上げさせて頂いたところでございます。今回は第8号に菊池市総合体育館が新たに予約システムを導入したことに伴いましての施設の追加となっております。

それから、第3条第4項第1号の、「第2条第1号から9号まで」というのを、「前条各号」に変更するものでございます。

次に、17ページを開けていただきたいと思っております。別表になります。

現行が「第2条第1号から第7号までに掲げる施設」のほうを、「第2条第1号から第8号までに掲げる施設」というふうに変更するところでございます。

一番下の段ですけれども、「第2条第8号から第9号まで」に掲げる施設のほうを、「第2条第9号及び第10号」に変更するものでございます。

以上になります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑あるいは御意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 よろしいですか。それでは、質疑もないようですので採決いたします。  
議案第6号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定します。  
続きまして、議案第7号、菊池市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

どうぞ。

井本社会体育課係長 それでは、議案第7号でございます。これも先ほどの予約システムの改正に伴いましての変更になっております。菊池市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定でございます。

提案理由といたしまして、菊池市公共施設予約システムの本格運用開始に伴い、菊池市総合体育館利用の手続に変更が生じるため、規則の一部を改正する必要がある、これが、規則案を提出する理由でございます。

それでは、24ページの新旧対照表のほうをお開けいただきたいと思います。

まず、第2条、総合体育館利用許可申請書のほうを利用許可申請書に変更いたします。様式といたしまして、21ページの様式となっております。

それから「教育委員会に提出しなければならない」のところが「教育委員会に提出するとともに、菊池市公共施設予約システムの運用に関する規則に規定する予約システムを利用し、事前に予約を行うものとする。」に変更するところがございます。

第2項は削ります。

第3条、「総合体育館利用変更許可書」のほうを「利用許可書」に改めます。様式につきましては22ページの様式でございます。

以上が説明となります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑や御意見はありますか。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 21ページと22ページなのですけれども、利用許可申請書というのがあって项目的に使用日付と使用期間というのがあるのですけど、その横の使用施設、人数、目的というのは、この項目の中に全部書いていくだけですか。使用施設が縦とかにあって人数はこうです、目的はこうで、備品、その他とありますが、縦四つぐらいにしたほうが分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

渡邊教育長 様式の形ですね。はい、どうぞ。

井本社会体育課係長 失礼します。この申込みについては、全てパソコンで入力するようになっております。そのときは施設の人数とか目的とかは別のところで入力をするようになっておりまして、それを印刷したとき、このように全部一覧になってきます。本来、利用者さんが入力をするときは、全て違うところで入力していて、施設の目的、人数、備品等は、入力するときは全て別入力になっています。

渡邊委員 入力はパソコンで行い、印刷するときに、この項目に入るといえることですか。

井本社会体育課係長　そうです。字が少し小さくなったりとかするのですが、出てくるときはこうなります。

渡邊教育長　どうぞ。

渡邊委員　文字を書いて申請すると字が小さくなったりするから、枠からはみ出たりするのではないかと思いました。使用期間は短くするとか、そっちのほうの方が分かりやすいのではないかなと思いました。事務的なものですので整理しやすいように行っていただければそれで結構です。システムに入力し、この様式で印刷することをみんな分かっていたらいいともいます。  
以上です。

渡邊教育長　どうぞ。

井本社会体育課係長　こちらとしても、分かりやすくなるよう検討していきたいと思います。

渡邊委員　今のお話は、システムに入力するので項目は別々に入力するけれども、プリントアウトしてこの申請書になったものが出てくるということですね。実際、これでシステムが動いているのですよね。そこで、不具合とか何かは今のところないですか。

井本社会体育課係長　今のところは、利用者さんからの申し出とか、特には聞いてはおりません。

渡邊教育長　そしたら、システム的なことも少しあるかもしれませんので、委員さんが今おっしゃったことを参考に、見やすい形になるよう、再度見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

井本社会体育課係長　はい。

渡邊教育長　第7号について、ほかに質疑や御意見ございませんか。

委員一同　なし

渡邊教育長　それでは、質疑がないようですので採決いたします。  
議案第7号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同　異議なし

渡邊教育長　異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定します。

それでは、次は報告案件ですけれども、その前に富田課長からどうぞ。

富田学校教育課総務課長補佐 申し訳ございません。報告資料の訂正をさせていただきたいと思えます。

1 ページめくっていただきまして、報告資料の1 ページ目の案件を書いているものでございますが、報告第6号に振興計画を書いておりますが、この6号と7号の番号の入替えをお願いいたします。第6号があり方検討委員会で、第7号が振興計画となっております。申し訳ございませんでした。表紙の次第の訂正も併せてお願いしたいと思えます。

渡邊教育長 申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、報告案件に移ります。

報告第4号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。

長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 それでは、報告をいたします。お手元の資料を御覧ください。2 ページを御覧ください。

1 段目には、30日以上欠席している不登校児童・生徒数の経年比較のグラフを示しています。1月末時点での不登校の数は77名です。1月時点での数を昨年度と比較いたしますと、昨年度は66名でした。11名多くなっています。

2 段目のグラフには、小中学校別の不登校数を示しております。1月末までの不登校は、小学校は先月からの増減なしで26名、中学校は先月より1名増えまして51名、合計は1名増の77名となっております。

3 段目のグラフは不登校傾向のグラフとなります。10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒数は、1月末現在で34名となっております。その内訳は、小学生が20名、中学生14名、合計が34名で、小学生が4名増えております。

続きまして、3ページのグラフになります。

1 段目のグラフは、1月末時点の不登校児童生徒数を学年別に見たものです。さらに2段目は、不登校傾向を学年別に表したものです。3段目に、それらの合計を表しました。小学校高学年から不登校傾向、不登校が増加していることが分かります。また、小学校2年生が不登校と不登校傾向を合わせた数が7名で、増加傾向にある学年については注意深く見守っていく必要がございます。

次のページには、111名の不登校児童生徒数の要因と関係機関との連携を載せています。

不登校の要因ですが、不安、その他、無気力、人間関係の順で多くなっております。不登校の要因、その他を占める割合は全体の4割となっております。昨年度の1月と比較しましたところ、昨年度の1月は全体の2割を占めておりましたの

で、2倍増となっています。学校には不登校児童生徒一人一人の要因を丁寧に探っていただくように、さらにもお願いをしているところでございます。

1月末時点では、111名のうち64名がスクールカウンセラーかSSW——ソーシャルスキルワーカーとつながっており、何らかの関係機関とつながっている子供は86人となっています。

12月と比較しますと、小学校と中学校ともに関係機関との連携が進んでいます。さらに、各関係機関との連携を強化するように、次年度へ向けての準備を進めるようにお願いをしているところでございます。

資料の5ページを御覧ください。

1月のいじめの報告です。小学校からは新たに12件の報告が上がりました。中学校ではいじめの報告は受けておりません。

小学校の累計ですが、18件、中学校は5件となっております。

小学校でいじめの報告が多いのは、12月に実施されました熊本県が行っている「いじめアンケート調査」で分かりました。報告が上がったものについては解決しているという報告を受けておりますが、それぞれの学校には、子供たちの様子を注意深く見守り続けていくようお願いをしているところでございます。

県の「心のアンケートのいじめ調査」に、どんないじめを受けましたかという項目がありましたが、その中で多かったのは、あだ名で呼ばれる、悪口を言われる、やりたいことを友達がやらせてくれないというのがございました。

また、インターネットの掲示板などで嫌だったこととはという質問項目には、あおるような返信の言葉があったとか、言いがかりや悪口があったという回答がございました。

インターネット関係で、そのサイトの名前とかゲームの名前はという質問には、フォートナイトというゲーム、あとベストフレンド——これは多分集まれ動物の森というゲームの中だと思います、それとLINEのステイタスというのがありました。ゲームでのトラブル、LINEなどSNSでのトラブルが学校の人間関係にも影響していることを保護者へ啓発していく必要があると感じているところです。学校には、そこも含めてさらに啓発していただきたいと思っております。

1月ですが、ルーテル学院大学の緒方教授を講師として、ウェブで不登校対策研修会を実施いたしました。本年度も昨年度に引き続き緒方教授に御指導いただいたところです。

「こころの問診票」の取組を菊池市は推進してまいりました。定期的なアンケート調査を実施していますので、結果の検証を各学校で行って、しっかり取り組んでいる結果が、いじめの未然防止につながっているのではないかというふうに捉えております。

それでは、右のページです。

適応指導教室の利用状況を示しております。4教室で一番多かったのは、学習、進路についての相談と対応になります。

適応指導教室の支援の中には、給食を学校で食べる機会を増やしていただいたり、担任の先生や友達と話す機会を学校で意図的に設定していただいたりしています。

2月に行われます定期テストに向けて、中学校では、学校に登校できるように声かけを行っているという取組も報告にありました。

また、家庭生活中、保護者が子供に守ってほしいルールを聞き取って、適応指導教室相談員と共通した取組ができないかという話合いを持っているところもありました。

適応指導教室指導員には次の学年を意識した学校との取組をお願いしているところです。これについては、学校との連携が必要ですので、個別に対応してまいります。

資料の7ページから9ページにかけては、心の教室相談利用状況を示しております。1月の心の教室相談件数は119件となっております。

9ページには、五つの心の教室に寄せられた報告を載せておりますが、今後も生徒の心の居場所として、体制づくりと学級担任をはじめ教師との連携を行うようお願いをしていきたいと思っております。

続いて、市のスクールソーシャルワーカーへの相談件数です。1月は35件となっております。相談、対応内容としましては、家族、家庭の状況に関する相談が多くあり、次に心身に関する相談、非行問題の相談はありませんでした。

学校支援コーディネーターの相談件数は51件となっております。1月も不登校に関する相談を中心に関わっております。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいま不登校、いじめ等の状況の報告がありましたが、質疑や御意見はありませんか。

芹川委員どうぞ。

芹川委員 説明ありがとうございました。各学校、丁寧にしっかりと一人一人指導されていると思っておりますが、一つ気になったのが、中学3年生の不登校の24名がおりますけれども、この卒業前の時期となりますと、進路とか受験とか、そういうところはどうかだったのかなど。全然勉強もしていない人とか、子供一人一人の先の進路というのがちょっと気になりましたので、どういう状況になっているのか説明をお願いします。

渡邊教育長 長尾指導主事、どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 不登校の24名の進路については、まだ詳しく調査を行っているということではありませんので、具体的にどういった進路というのは把握しておりませんが、適応指導教室に通うお子さんについてですけれども、後期試験に向けて試験勉強を頑張りながら、通学路を確認したり、どういった学校かというのを先

生と一緒に話したり、そういった報告を受けております。進路状況は、調べて、報告できたらと思います。ありがとうございます。

芹川委員 ありがとうございます。中学校までは不登校でも、高校とか自分で新しい道を開いて、そこでまた環境の変化ということで先が見えてくる子供さんもいると思いますので、ぜひそういう一人一人の進路を確実に各学校でしていただいて、将来を見据えて子供たちを救っていただきたいなと改めて思っています。どうもありがとうございました。

渡邊教育長 進路状況報告については、また別途調査をかけると思いますので、その結果をまたお知らせ願いたいと思います。  
ほか、ございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、報告第5号、令和2年度「熊本県学力・学習状況調査」結果分析及び考察についての説明を事務局よりお願いします。  
上田指導主事、どうぞ。

上田学校教育課指導主事 それでは、失礼します。私のほうからは報告第5号、令和2年度「熊本県学力・学習状況調査」結果分析及び考察について、報告をさせていただきます。

資料のほうは11ページから、そして別資料としまして丸秘と書かれました資料を手元に御準備いただければと思います。

まず、全体概要ということで、こちらの丸秘資料のほうで簡単に御説明をさせていただきます。

本年度12月に実施されました熊本県の学力・学習状況調査です。小学校は3年生以上、国語と算数です。中学校のほうは1年生2年生の国語、数学、英語ということになります。

全体的な結果としましては、まず小学校国語につきましては、全体として菊池市は県平均を上回っている学年はありませんでしたが、数値的に見ていただきますと1ポイント以内には収まっております。昨年度は3ポイントぐらい開きがありましたので、本年度、国語のほうは確実に上がってきているということを感じた次第です。

次に、裏面が小学校の算数になります。3年生から6年生までの結果ですが、こちらを御覧いただけますと、小学校の算数はとてもよく頑張ったなという結果が数値的に見られるのではないかと思います。

1点残念だったのは、小学校5年生だけがちょっと開きが出てしまったかと思っております。5年生の算数は小学校の中でも一番の鬼門です。非常に内容的に難しいところで、4年生から内容がいきなりレベルアップしますので、この5年生とい



うのは各学校でもう1回しっかり取り組んでいくように意識していただきたいと思っております。

中学生になります。2枚目のほうの丸秘になりますけども、まず国語の1年生2年生の結果です。こちらのほうも、残念ながら菊池市平均は県平均までいきませんでしたけど、2ポイントぐらいの差です。これも学校差はあまりなく、バランス的には昨年度のものと比較してもよく伸びているなど感じました。

これから先が課題ということになってきますけども、まず数学です。数学の1年生2年生のほうは、菊池市平均は4ポイントぐらいの開きが出ている。ただ、見ていただくと、先ほど教育長からもお話がありました学校差が明らかにお分かりいただけるのではないかと思います。

同様の結果が、英語です。こちらにつきましても、菊池市平均は、やはり3ポイントから5ポイントぐらい県と開きが出ています。熊本県全体としても、英語は課題中の課題と捉えられておりまして、県の平均自体も全国と比べても低くて、その中でもさらに菊池市は厳しい状況にあります。また、こちらも先ほどの数学と同様に、学校差が出てきていることがお分かりいただけるのではないかと思います。

以上を踏まえまして、全体的なことをこの後は御説明させていただきます。12ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、12ページの下に、六つグラフがあつて、こちらは同一集団の経年比較図です。見方としましては、上の真ん中を参考にさせていただきますと、これは小学校4年生の図ですけども、左側が小学校3年生のとき、同じ子供たちが小学校4年生で右側に移ると。つまり、棒グラフが上に上がっているのがお分かりいただけると思っておりますけども、いわゆる同一集団で頑張った様子が一目で分かります。このように見ていただきますと、小4、一番下の左側が小6。やはり、小学校のほうが非常に右上がりになっていますので、経年比較としてもすごく頑張っていることがお分かりいただけるかと思います。ただ、この中で一つ気になるのは、その一番下の真ん中、中1です。左側が小6のときの子供たちの結果、中1で下がっています。

28ページを御覧いただきますと、この県のテストの際には、質問紙調査というものを一緒に子供たちが受けております。総合質問紙調査といいまして、約90問近く子供たちは質問に回答しますが、自己認識、自己肯定感、あるいは社会性、学級の環境などについて質問されるものです。この結果を28ページにまとめておりますけども、総合的なレーダーチャートを見たときに、中学校1年生だけが少し円が小さいのがお分かりいただけるのではないかと思います。特に低いのが、学級、友達、先生がたの支えであるとか、学習習慣、あるいは学級の規範意識、そういったところをほかの学年と比べたとき、円の小ささが気になりました。

昨年3月、小学校6年生卒業時にちょうどコロナの臨時休業期間に入りまして、そのまま子供たちは中学校に入学しています。そういった不安感、あるいは子供たちとの学級の絆づくり、そういったところでの意識的なものが非常に難しい状

況だったのかなど。これが一つ、学習にも反映されているところがあるのではないかと感じた次第です。

菊池市全体としてこのような結果が出ていますので、これにつきましては、各学校にいま一度、今の中1の子供たちの結果あたりをしっかりと把握して、もう一度、見直してくださいということをお伝えしております。

それでは、13ページからを御覧いただきたいと思います。

13ページ、14ページでは、いわゆる学力不振児童の出現率をピックアップしてみました。正答率が40%に届かなかった子供たちの結果です。枠囲みしているところを簡単に説明しますと、13ページ14ページは小学校です。小学校の算数で見ていただきますと、先ほどよかったというお話をさせていただきましたけども、やはり成績がいいということは厳しい子供たちも当然割合的に減っていることが見てとれるかと思えます。ですので、小学校5年生、菊池市の場合は400名中58名、14%近くはまだ正答率40%に届いてない。これに対して県は12%程度ですので、やはり5年生の底辺の子供たちにしっかりと力をつけていく必要があるかなと感じた次第です。

このような見方をしていくと、15ページで中学校の厳しい状況が顕著に見て取れるかと思えます。中学校で、真ん中が数学になります。特に1年生からいきますと、正答率40%未満が28%、そして中学校2年生に至っては35%近くが正答率40%を取れておらず、県と比較してもちょっと多い感じがします。

あわせて、やはり厳しいのは英語ということになります。特に、英語中学校2年生につきましては、42%ぐらいがまだ正答率40%に届いていない。グラフを見ていただくと、左側に偏っているのがお分かりいただけます。中学校2年生の英語ですね。こういったところは、特に中学校の校長先生方に、ぜひ意識して見てくださいということをお伝えしたところです。

全体的な概要は以上になります。

16ページから18ページにつきましては、各教科の全体的な分析をした結果で、これは改めて御覧いただきたいと思います。

あわせまして、19ページから、先ほど課題とお伝えしました中学校1年生の誤答例を並べております。

19ページは国語で、平均正答率が特に目立って低かったものを今回ピックアップしています。国語の場合は、やはり漢字、あるいは現代語訳にきなさいという問題、そして20ページの一番上は、長文問題を読み取った後、最初の1発目の問題の正答率を出しています。こういったところが全体的に厳しかったという印象です。

20ページの下からが数学の問題になります。20ページの問題は文字式の問題、21ページも同じく文字式、そしてその下が比例反比例というふうにつながります。特に国語、数学で目立って誤答が多かったのは、基礎・基本でした。やはり、基礎・基本が取れないと、なかなか全体的に平均に近づかないなという印象です。

それと、22ページからは、いわゆる課題になっています英語の問題を少し載せております。昨年度は単語一つ書くのが厳しいというようなお話もしてしまし

たが、そういった基礎的なところがかなり上がってきていました。いわゆる単語一つを書くことに対しては非常にレベルは上がってきていますが、そこに並べておりますような問題が、今、菊池市の子供たちの特徴的な課題ということです。単語が並んでいますので、文の意味のように正しく英文にしなさいという問題形式になっています。

例えば、22ページの上でいきますと、全国平均では63%ぐらい取れていますけど、うちの場合は37%ということで、その開きを非常に感じたところで

す。同じように、もう1点の特徴が、23ページ、24ページです。いわゆる、英作文を書きましょうという問題です。例えば23ページに枠囲みで問題がありますが、ルーシーとナオキ君の会話文です。ルーシーさんがクエスションで何か尋ねます。そこを書きなさいという問題ですが、その下のナオキ君がIt's twelve thirty——12時半だよと。それに対して、ルーシーさんが、じゃあお昼御飯を食べに行きましょうという会話文です。ということは、子供たちが「What time is it?」と書けばいいと。それに対して子供たちが何を書いているかという誤答例です。分かりやすいのはHow old you? とか、あるいはWhat day is it? とかで、文を読んで、数字が書いてあるのは分かっているのだと思います。twelve thirtyを見て、何か数字のものを聞かないといけないだろうなど。それで、多分、歳を聞いたりとか、日にちを聞いたりとか、そういった間違いをしています。

同じように、24ページ、今度はその下の問題になりますけども、「一緒にサッカーしましょう。ボールは持っていますか」とまず聞きます。すると、それに対して、「僕は今持っていないんだなあ」と。それに対して、じゃあ何と書くかというところですけども、Where is it?——ボールはどこにあるのというふうに聞けばいいと。それに対して、家にあるんだよというような会話の中身です。ですので、子供たちはこの文意を読み取って、Where is it?——どこにあるかを聞けばいいという問題ですけども、これに対しての誤答例がいくつか書いてあります。例えばReally?——「本当?」と聞いています。会話は成り立つのですが、問題分は3語以上の一文で書きなさいというふうに書いてありますので、当然、そこもしっかり読み取って書いてもらわないといけません。

中学1年生、中学2年生共通してこのような問題が全て不正解でした。1問も県全国平均より上のものがない。正答率に非常に開きがある。こういったところも一つの苦手意識を持っているかと思っておりますので、それも各学校のほうにお伝えをしたいと思っております。

25ページ、26ページにつきましては、先生方への質問紙調査に関する回答ですが、17の質問がありましたうち10項目は管内数値を上回っていて、先生方もすごく自分なりの自己意識を持って頑張っているということのはっきりと答えられているかなと思います。先生方もそれぞれに頑張られているというのは、これからもうかがえました。

最後に、先ほど言いました質問紙調査の中から、特徴的なところだけを抜いております。30ページになります。

これまでも菊池市の課題であった家庭学習に関して子供たちはどういうふう  
に答えるかというのを昨年度も出していましたので、同じようにこれをピックア  
ップしました。家で週に何日ぐらい勉強しますかという問いへの回答ですが、  
中学校を見ていただくと少々厳しい結果がでております。一番下です。中学校1  
年生に対して家で何日ぐらい勉強しますかと聞いて、ほぼ毎日勉強していると  
回答できた子が47%です。これに対して全国や県は約54%ということですから、  
ここの開きも感じます。中学校2年生になると32%ぐらいしか毎日勉強して  
いると回答できてないというところが、弱点、当然、学力等に反映しているか  
なということを感じた次第です。

31ページは、それに対して、先生方がどのぐらい宿題を出しているかを子供  
たちに問うた結果ですが、先生方は相変わらず一生懸命宿題を出されている  
ことがここからも見てとれます。

そして、最後に32ページ、自己肯定感、自分のいいところをはっきり言うこ  
とができますかという問いに対して、特徴として、高学年、中学校になるにつれ  
て、自己肯定感が下がってきていることを感じます。特に中学2年生です。塗り  
潰してあるところがパーセントの一番多いものを表しているものすけども、分  
からないと答える子が菊池市は多かったです。自分なりにあると思うと答えるよ  
りも分からないと回答してしまう子が菊池市では多くて、こういった自己肯定感  
あたりも学力に反映されるころだろうと思いますので、自分に対する自信あたり  
も、しっかりと両輪で子供たちに育んでいかなければいけないというふうに感  
じております。

最後、34ページ、35ページにつきましては、今後の取組の方向性の概要を  
載せております。この内容についてはあくまでも菊池市のトータル的なもので  
ので、これを一つのベースとして、ぜひ各学校の課題をまず明らかにしてくださ  
いということを各学校にはお願いしました。これにつきましては、教務主任、研  
究主任にもお伝えしましたけども、全職員が同じ課題を共有できるかというの  
がまずポイントだろうと考えております。褒めるところは当然褒めていきたいの  
ですが、どうにか子供たちの課題を解決していく、課題を修正していくというこ  
ろに、ぜひ力を入れていただきたいということで、各学校でもう1回、このデー  
タをしっかりと見直して、ピンポイントで課題を明らかにするところから始めて  
くださいということをお伝えしているところです。

分析例のこの資料等につきましては、できるだけ様々なものを各学校のほうに  
はデータとして提供していきたいと思っております。また、各学校と意見を交換しな  
がら今後の取組、特に中学校については喫緊の課題だろうというふうに思います  
ので、各学校と個別に対応していきたいと思っております。

報告は以上になります。

渡邊教育長 今の報告のとおりです。ただいまの報告に質疑及び御意見はありませんか。  
芹川委員。

芹川委員 御報告ありがとうございました。英語に関して質問したいと思います。やはり学校間で差があると思いつながりを見せていただいたのですが、目標があると子供たちも生徒たちも頑張れるという気がしています。今年、菊池市内の準会場で英検を受けた小学生がいたのですけれども、やはり回数が進むにつれて人数が増えてきて、興味のある子供たちは上を目指して頑張っていきたいという気配を感じたところです。

英検に関しての呼びかけ、せっかく菊池市で補助されていますけれども、英検の受験数はどうだったのかなと思いました。それと、英検を受験したいという組というか基準というか、何級までは絶対取りましようとかそういうものがあると、子供たちも目標を持って頑張つて受検して、学力もつくのではかなと思いますが、そのような英検受験のことで何か分かっていることがありましたらお知らせいただけたらと思います。

以上です。

渡邊教育長 何か資料はありますか。

上田指導主事。

上田学校教育課指導主事 英検の受験率等については、今手持ちの資料がありませんので、また改めてお伝えしたいと思います。やはり、まだまだよくない状況です。実施率もですね。

それと、今芹川委員のほうからもお話がありましたように、結局のところ二極化が生じているのは間違いないところで、これは、逆に言うと小学校からもう既に始まっていると最近感じられます。

今年から小学校も学習指導要領が変わりまして、外国語活動が本格的に導入されましたけども、今回のこの中学校英語の報告に関しても、小学校の先生方のイメージとして自分たちのものとしてなかなか捉えきれてない。もう一度、小学校から既に始まっているのだというところのお話、あるいはこういった現状にしても、今後お伝えしていきたいなというふうに思っております。

小学校と中学校の接続について、これまでは特に数学に力を入れてきたところはあるのですが、外国語に関しても特に意識してほしいと考えています。既に嫌いな子は嫌いになっています。本年度、本来楽しいというところから入るはずのものが既に嫌いが始まっているというお話を幾つか聞いていますので、もう一度、各学校と連携して、しっかり意識させていきたいなというふうに思います。

実施率のほうは、またお伝えしたいと思います。

芹川委員 ありがとうございます。

渡邊教育長 ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次に報告第6号です。入れ替わりましたですね、順番が。菊池市市民会館あり方検討委員会の開催についての説明を事務局よりお願いします。

山本課長。

山本生涯学習課長 それでは、市民会館のあり方検討委員会の開催について御報告をさせていただきます。

資料の36ページをお願いいたします。

この市民会館あり方検討委員会につきましては、昨年3月議会におきまして、菊池市市民会館あり方検討委員会条例の議決をいただき、さらに昨年12月の教育委員会におきまして、市民会館あり方検討委員会における公募委員の選考に関する要領の制定を行い、これまで準備を進めてまいりました。

今年初めに行った公募により、1名の委員を選任し、裏面にあります各関係機関や各関係団体及び学識経験者、合わせて15名で先日19日に第1回目のあり方検討委員会を開催したところです。

1の諮問内容ですが、お手元の資料にございますとおり、委員会は市長の諮問に応じて調査・検討を行い、その結果を市長に答申するものとしており、条例上はそこにあります(1)市民会館の今後のあり方に関する事、それから(2)その他市民会館のあり方について、市長が必要と認める事項に関する事としており、具体的な諮問内容については記載されておられません。

そこで、この具体的な諮問内容につきましては、1月25日に開催されました行政改革推進本部会議におきまして、市民会館の個別施設計画に基づく市の方針を文化会館及び泗水ホールの統合としていることから、あり方検討委員会の諮問の大きな目的といたしまして、この統合について委員会から承認を得ることを目指すことにしました。

なお、統合の具体的な内容、例えば方法であったり、場所であったり、施設や設備の内容等につきましては、委員からの御意見は記録として残し、この後の基本構想基本計画策定のときに参考にすることにしております。

次に、2の委員構成につきましては裏面の名簿のとおりですが、公募につきましては当初2名としておりましたけれども、3名の応募のうち1名は会館関係者ということもあり、選考会を開催し、最終的に1名の選任を行い、全体で15名の委員となっております。

3の開催回数につきましては、先週の2月19日に第1回目の検討委員会を開催し、初めに菊池市の公共施設マネジメントについてこれまでの経緯を説明し、その後、市民会館、文化会館と泗水ホールの現状と課題を整理した個別施設計画の内容を説明した上で、委員の皆様からいろいろと御意見をいただいたところです。

そんな中で、舞台に立つ誇りと喜びであったり、人口増加に向けた取組が先ではないか、また、別の委員からは、どんなに頑張ったところで人口増加は今後難しい、2040年と言わず、もっと早く施設の削減を図るべきではないかなど、

いろいろな御意見が出されましたが、今後の人口減少、さらに施設を維持管理、更新していくための経費など財政的リスクを説明した後でありましたので、第1回目の検討委員会では、両方の施設を残すべきという意見はございませんでした。

このあり方検討委員会は、今後3月24日に第2回目を開催し、両施設の現地視察を行い、さらに意見を聴取した上で、令和3年度の5月頃に最終の意見取りまとめと答申を行っていきたいと考えております。

なお、4の今後のスケジュールですが、あり方検討委員会の答申を受けまして、令和3年から4年にかけて、コンサル業者や専門委員などで市民アンケートやワークショップ等も行いながら、統合に向けた基本構想や基本計画を策定し、総合設計を令和6年度、それから統合完了を令和8年度に向けて進めていくこととしております。

このあり方検討委員会の最終的な答申がまとまりましたら、再度、この教育委員会のほうで御報告をさせていただきと思います。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 今、説明があったとおりです。市民会館あり方検討委員会については何か御質問等ありますか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは次に、報告第7号、菊池市教育振興基本計画第3期計画の概要についての説明を事務局よりお願いします。

安武課長。

安武学校教育課長 報告資料の最後のページになります。38ページからが菊池市教育振興基本計画第3期計画の概要版と、39ページがスケジュールとなっております。あと、別冊で基本計画第3期計画の素々案というものをお配りしております。

今回、教育振興基本計画につきましては、御承知のように教育大綱ができて、その教育大綱を受けて計画の策定に入ってまいりました。ただ、国計画、県計画というものがある中で市町村計画をつくるころなんですけども、県の教育振興基本計画は昨年8月頃に出る予定が少し遅れておりまして、今やっとパブリックコメントが終わり、そろそろ計画が発表されるのかなというふうに思っております。

本来ですと、一つ一つ説明しなければいけないところなんですけども、見ていただくと分かりますように、かなりの枚数となっております。ですから、本日は概要を説明させていただきながら、次の教育委員会議等で御意見を聞いていくというような形で、計画のほうを時間があるときに見ていただきながら御意見をいただければと考えております。

まず、概要版のほうで説明申し上げます。素々案と併せていきますが、まず、報告書概要版の38ページでいきますと、左上が趣旨となっております。申し訳

ございません、ちょっとページが素々案のページと少しずれております。次回は修正をして出したいと思っております。

まず、趣旨については、素々案の2ページから3ページになります。今回の計画については、1ページのところに、まだページ番号等も入っておりませんが、第1章から第6章までの形になっております。第1章が計画の策定にあたって、第2章が教育をめぐる現状と課題、それから第3章で計画の基本構想、第4章が具体的施策、第5章が関連して取り組む事項ということで施策、第6章が第3期計画の推進に向けてということになっております。

2ページのほうの指針についてはここに記載のとおりでございまして、先ほど説明いたしましたように教育大綱を受けて行うということで、2ページの下にありますように、総合計画を受けて教育大綱がつくられ、市長より教育大綱を提出された上で、そのことを踏まえて、国の教育振興基本計画、県の教育振興基本計画という形で、今回、菊池市教育委員会が菊池市教育振興基本計画を策定する、その下に菊池市生涯学習基本計画があるという位置づけです。

左にいきまして3ページが計画の期間ということで、ちょっと見づらいですが、各種計画の期間を示しているところでございます。今から策定をしていって、本来ですと、4月からの計画でした。本年度中に策定をしてということですが、先ほど申し上げましたとおり、県の計画が遅れましたことを受けて若干ずれているということで、今回の振興基本計画については、8月スタートを目標に、今、計画的に進めております。

あと、プロジェクトチームを組みまして、各課の協力の基にこれを作成しているところでございますが、今後市長部局がいわゆる共同で行う部分、市長部局として協力できる部分についてもこの計画の中に表していこうということで、市長部局のほうにもこの計画を見せまして、様々な御意見をいただきながら進めております。

概要版の趣旨は、先ほども言いましたように、左側の上でございます。その下の現状と課題というところにつきましては、現状と課題が素々案の4ページにございますけれども、政治的な国の動き等々をここに記載しております。

本市の第2期計画を受けた場合における現状と課題につきましては、素々案の8ページ以降に書いております。前回の計画を踏まえまして、それぞれの課題等についての認識について、8ページ、9ページで書いているところでございます。

あと、法令根拠につきましては、先ほど言いました2ページのところで書いております。

あと、現在これを進めておりまして、いわゆるSDGsというものが関わっております。新たな言葉で、今まで計画にはなかったんですけども、教育について、7ページ、ゴール目標の4に「質の高い教育をみんなに」とございまして、基本的にはSDGsを教育で表しますと、この4番を中心に全ての項目が該当します。このことから、持続可能な社会の実現に向けてということをごここに別個に表現をしております。7ページの一番下のほうなんですけども、ユネスコが中心となりますので、ユネスコスクールを目指すということをご、今、各学校は行っております。



南中学校もE S Dの研究発表等を行っておりますが、ユネスコスクールを目指す、各学校がそれを目指すことでSDG sを達成していくという考え方です。

それから、すいません、皆様の御承認というか、承認については後になります、すいません、10ページでございます。基本理念、基本方針につきましては、大綱をそのまま掲載しております。大綱でいただきました総合会議において教育委員の皆様方と御協議いただきました基本理念、基本方針の1、2、3、その下に、大綱では黒ポツで書いてありましたけども、この計画上は黒ポツでは分かりづらいところがございますので、実施事項の①、実施事項の②と表現しております。

ここまでは大綱で全て表現してあったところでございます、例えば、この基本方針1でいいますと、子供の生きる力を育てる、その実施事項の1から4、これを今後どのように進めていくのかということでございます。開いていただきまして12ページにその施策体系がございます。基本方針1、それから実施事項の1、2、3、4については、例えば基本方針1の実施事項1、子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、新しい時代に必要な生きる力を育みますということについて教育委員会は、取組1として確かな学力の育成、取組2として豊かな心の育成、取組3として健やかな体の育成という表現をしていく。その教育委員会で表現しましたことが、13ページを見ていただきますと、基本方針1に対して実施事項1、そして(1)で取組の1が確かな学力の育成、取組の二つ目が豊かな心の育成という形になってまいります。

それぞれが目標指標——K P Iと申しますけども、目標指標を設けようと考えております。目標指標の記載の仕方につきましては、分かりづらいと思っておりますので、2ページを御覧いただけますか。市の様々な計画は第2次菊池市総合計画を最上位計画に位置づけまして計画されます。ここにも目標というものがございます。それを受けて、市長が教育大綱をつくったということで、その教育大綱を受けて振興基本計画をつくります。実は、その下に、今度はもっと小さな重点努力事項とかが各学校のほうには出来上がります。いわゆる、どの教科を何点に持っていくとか、県教育事務所のほうからも重点事項とかが出てきますので、例えば、そういった達成した事項の割合が、基本計画では小学校10校のうち何校が目標数値を達成しているかというような目標の立て方になります。ですから、大項目が総合計画で、中項目が教育振興基本計画で、その下に小項目だったり細項目だったりというような形で、項目数は下に行けば行くほど多くなり、それを総括していく中で教育の達成が見えてくるという考え方です。

現在、ここに書いてありますけど、これの再チェックというか、もう一度考え直そうというところに来ていますので、14ページに目標指標等が書いてありますけども、これはまだ仮のものだと御承知いただければというふうに思います。そういった考えで、様々な調査だったりいろんなものを活用して、いろんな形で目標指標の達成度を示していこうという形で作り上げたところです。

例えば、13ページ、基本方針1の子供の生きる力を育てるためについて、例えば、確かな学力の育成について市長部局でどんなことが協力できるのかを下の

ほうに入れていこうということで、今、計画をしております。ということで、市長部局ができること、教育委員会が行っていくことが一目で分かるような計画書にしていこうということで、今、頑張っているところでございます。

まずは、概要と、こういうものがつくられているんだということと、御理解いただきたいのは、基本理念、基本方針は大綱どおりであることに對して御理解をまずいただかないと、根本から崩れますと計画そのものが出来上がりません。基本理念、基本方針は大綱どおりでいきます。そうする中で、12ページでございますが、基本方針1から5までは大綱で示されますけども、学校現場などにはそれ以外にもいろんなものがございまして、それが施策1から施策5までということで、抽出してもう少し詳しくやっていくものをここに記載しているところでございます。

基本方針が1から5、それから施策が1から5ということで、10個の大きなものがあります。それに、実施事項があって、かつ取組事項として1から34までのような取組を行うという計画立てになってまいります。それが、13ページから先に、書いてあります。

あと、第6章が47ページからになります。この計画をどう推進するのかということで、第6章に表現をしまして、計画立案については第5章までで表現して、第6章で協力体制でやっていくことを表現しているという形になっております。

甚だ簡単で申し訳ありません。本当は一つ一つ説明すべきところではございますが、まずは委員の皆様方にこの資料をおあげして、目を通していただいた上でもっと細かにお尋ねがあったり説明をしたりというふうに思っております。

計画のほうは、すみません、報告のほうの39ページを御覧ください。

まず、先ほどから言いますように、県の教育振興基本計画が出て、その計画を踏まえて策定に入ろうとしたんですが、なかなかそこが出ないという情報が来まして、そうしておりますと遅れるだけ遅れてしまいますので、国の計画等を見ながら、ある程度つくっていく必要があるということで、9月から着手を始めました。各課の協力のもとプロジェクトチームをつくりまして、全体プロジェクト会議等を行いながら進めております。

今から先、2月、3月、4月等については、再度、2月、3月、4月等の教育委員会議でまた御提示して御意見等をいただいきながら進めてまいります。そして、6月、7月でパブリックコメントの事前告知だったり、パブリックコメントを実施することになります。パブリックコメントの段階では、素々案から素案、案というふうに変わってまいります。案が取れる状態でパブリックコメントにかけます。パブリックコメントという形で市民の皆様方から御意見をいただいて一部修正したものが本格的な計画となりまして、最終的には8月の教育委員会議で決定します。そのパブリックコメントに出す前の5月の教育委員会議で、ある程度のところまで出来上がる予定でございます。御意見をいただく中でずれる場合もあるかと思いますが、そういう形で今進めております。教育委員会議の御承認の御議決いただきますと、議会の報告を経て、パブリックコメントに出します。

パブリックコメント期間が1か月半ぐらいかかりますので、どうしてもその時期になるということです。

以上が計画等です。ちょっと長くなりましたが、以上、報告させていただきます。

渡邊教育長 第3期の教育振興基本計画についての説明でございました。

概略とスケジュール感といいますか、そんなことが中心ですけども、質疑、御意見はありませんか。

資料も随分になりますけど、3月、4月と委員会があるたびに話題に出てくるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。特にありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次にその他に入ります。事務局のほうから何かありますか。ありませんか。

委員の皆様から、その他でありますでしょうか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —